

(事例5)特定妊婦への支援

特定妊婦を把握

市町村

家庭

安心感のある出産につながり、出産後の支援も継続される。

保健師による訪問相談を実施。若年でありソーシャルスキルが乏しい。検診も未受診であった。地域からも孤立していたため長期的支援を視野に児家センに連携支援を要請。

児童家庭支援センター

II : 要保護児童・家庭への在宅支援 ~要保護児童が地域に戻る際の支援~

(事例6)児童相談所が虐待により一時保護をした児童の在宅支援

学校

家庭

親子関係の持続的な安定が確認され措置解除となる。

学校で子どもの身体にあざを発見。虐待が確認され子どもが一時保護される。

児童相談所

家庭引取り後、市町村と連携しつつ定期的な家庭訪問、親子通所面接等を実施。

一時保護中に家族関係調整が行われ、保護者も指導に乗る姿勢が見られたため、家庭に戻す方向となる。

要対協 個別支援会議開催

市町村

保護解除の条件として、親子関係の安定が見られるまで、児家センの支援を受けること(児家セン指導措置)を条件とする。

(事例7)里親・施設に措置している児童の家庭引取りに向けた支援(再発予防)

家庭

親子関係の持続的な安定が確認され措置解除となる

虐待による保護

児童相談所

措置

里親・施設

家族関係調整が行われ、家庭引取りが検討される。

要対協 個別支援会議開催

市町村

家庭引取り後、市町村と連携しつつ定期的な家庭訪問、親子通所面接等を実施。

保護解除の条件として、親子関係の安定が見られるまで、児家センの支援を受けること(児家セン指導措置)を条件とする。

III: 保護・措置をされた子どもの家庭、地域生活を支援する(里親支援)

(事例8)里親・里子の支援①

里親家庭

親子関係の安定

児童の措置

児童相談所

委託児童が被虐待児であり、養育困難が予想されたため距離的に近い児家センに支援を依頼。

児童家庭支援センター

委託前にペアレントトレーニング等を実施するなど準備段階から支援。委託後は里子の通所支援(心理支援等)を実施。学校や児童相談所、病院等関係機関との調整を、里親をサポートしながら児家センが行う。

(事例9)里親・里子の支援② 養子縁組後の支援

里親家庭

親子関係の安定

養子縁組の手続き

児童相談所

児童相談所の措置が切れるため、その後の相談先として児家センに支援を依頼。

児童家庭支援センター

委託前から児家センとのつながりがあったため、支援が継続されることになる。里親会、里親支援専門相談員と連携し、養子縁組家庭のサロン等を実施。